

平成23年度高知県公立小・中学校（高知市立養護学校を含む）

及び高知県立学校教頭・主幹教諭任用候補者選考審査実施要項

1 目 的

この選考審査は、平成23年度の高知県公立小・中学校（高知市立養護学校を含む。）及び高知県立学校の教頭又は主幹教諭の任用候補者を選考するための資料を得ることを目的とする。

なお、教頭任用を志望しない場合の主幹教諭の任用候補者選考については、別途定める主幹教諭・指導教諭任用候補者選考審査実施要項の定めるところによる。

2 選考審査の対象者

次の(1)から(3)までの職員で、下のア又はイの要件のいずれかに該当し、かつ、平成23年4月1日現在の年齢が小・中学校（高知市立養護学校を含む。）を受審する者にあつては38歳以上、県立学校を受審する者にあつては43歳以上の者とする。

(対象職員)

- (1) 高知県内の公立学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員その他の学校に置かれる職に在職している者（国立大学法人高知大学の附属学校においては教頭、部内教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員とし、また、高知県からの県外人事交流及び在外教育施設派遣中の者を含む。）
- (2) 高知県内の市町村（学校組合）教育委員会の事務局若しくは教育機関（学校を除く。以下同じ。）又は独立行政法人の教育機関、高知県の出先機関若しくは高知県知事の所管する団体等に勤務する職員
- (3) 高知県教育委員会の事務局又は教育機関に勤務する職員（高知県教育長が教頭に相当する職と認める職に平成23年3月末で通算して2年以上在職する者を除く。）

(要件)

- ア 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による教諭の普通免許状を有し、平成23年3月末で、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第20条に規定する職（以下「教育に関する職」という。）に5年以上ある者
- イ 平成23年3月末で、教育に関する職に10年以上ある者

3 選考審査の区分

次に掲げる者については、別途定める特別選考審査要項による特別選考審査とし、その他のものについては「6 選考審査」に規定する選考審査（一般選考審査）とする。

- ア 高知県の出先機関又は高知県知事の所管する団体等に勤務する職員
- イ アに掲げる者のほか、「2 選考審査の対象者」の(2)に掲げる者のうち、別途定める職に在職する者
- ウ 高知県教育委員会の事務局又は教育機関に勤務する職員

4 出願手続等

(1) 願書等の提出

選考審査への出願は、小・中学校又は県立学校のいずれか一つに限って出願するものとし、出願に当たっては次の書類を学校長又は所属長に提出するものとする。

ただし、平成22年度任用候補者選考審査（平成21年度実施）に平成21年に出願した者で、同審査の結果は2年間有効であり（校長推薦による受審での筆記審査のみの結果を除

く)、本年度の出願を要しない。

ア 選考審査願書

イ 自己評価書（本人密封）

(2) 願書等の進達

(1)により願書等の提出を受けた学校長又は所属長は、提出期限までに市町村（学校組合）立学校にあっては市町村（学校組合）教育長を経由し、また、県立学校長及びその他の所属長にあっては直接、高知県教育委員会事務局教育政策課長あて送付するものとする。

(3) 提出期限

①**一般選考審査：平成22年8月13日（金）（必着）**

②**特別選考審査：提出時期を含め、別途所属長あて通知する。**

5 所見書（評価書）の提出

- (1) 高知県教育長は、選考審査の出願者（平成22年度任用候補者選考審査のうち最終面接審査を受審した者を含む。）について、市町村（学校組合）立学校の職員にあっては学校長及び市町村（学校組合）教育長に、県立学校の職員にあっては学校長に、その他の職員にあっては所属長に、所見書の提出を求める。
- (2) 所見書の様式及び提出時期については、別途通知する。

6 選考審査

選考審査は、下記(1)の第一次審査及び(2)の最終面接審査により行う。

(1) 第一次審査

① 筆記審査

(i) 審査日時： **平成22年9月5日（日）**

9：50～10：20 受付

10：20～10：30 説明

10：30～11：30 筆記審査（法令問題等）

(ii) 審査会場： ① 高知県教育センター本館

高知市大津乙181

【連絡先】高知県教育委員会事務局教育政策課

TEL 088-821-4568

② 西部教育事務所

四万十市中村山手通19

【連絡先】高知県教育委員会事務局教育政策課

TEL 088-821-4568

(iii) その他： 出題傾向等については、教育政策課のホームページに掲載する。

② 第一次面接審査

審査日時及び審査会場については別途通知する。（10月下旬頃実施予定）

③ その他

平成22年度任用候補者選考審査（平成21年度実施）に平成21年に出願した者の審査結果は2年間有効であり、当該者については、その審査結果をもって(1)①及び②に代えて選考する。また、同審査において最終面接審査の対象となった者については、第一次審査は行わない。

(2) 最終面接審査

第一次審査における筆記審査、第一次面接審査及び所見書等による総合的な選考により最終面接審査の対象者を決定し、当該者（平成22年度選考審査の最終面接審査の対象となった

ものを含む。)を対象に実施する。

最終面接審査日時及び審査会場は、別途通知する。

(3) 審査結果の有効期間

受審者の筆記審査及び第一次面接審査の結果は、2年間継続するものとし、有効期間内における当該者の選考については、この審査結果を活用する。

7 校長の推薦による受審の特例

(1) 選考審査の特例の対象となる者

「2 選考審査の対象者」の(1)に掲げる者のうち、現所属の校長から推薦を受けた者。ただし、これによる受審は、各校(分校を含む。)につき1名以内とする。

(2) 出願手続等

「4 出願手続等」と同じ。

(3) 教頭任用候補者推薦書(校長の推薦による受審用)の提出

被推薦者の現所属の校長が推薦書を作成し、上記(2)に従い提出期限までに提出すること。

(4) 審査内容

① 第一次審査

「6 選考審査」の(1)①筆記審査と同じとし、(1)②第一次面接審査は免除する。

② 最終面接審査

第一次審査における筆記審査及び所見書等による総合的な選考により最終面接審査の対象者を決定し、当該者を対象に実施する。審査日時及び審査会場は、最終面接審査の対象者に別途通知する。

(5) 審査結果の有効期間

特例受審の場合においては、筆記審査の結果の有効期限は当該年度のみとする。

8 主幹教諭への任用等について

(1) 主幹教諭については、教頭任用候補者選考審査の最終面接審査の対象となった者で、次のいずれにも該当する者のうちから任用するものとする。

ア 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)による教諭の普通免許状を有する者

イ 高知県内の公立学校又は国立大学法人高知大学の附属学校の教諭として在職している者。

なお、主幹教諭は、2年間以上の勤務実績を経て、以後教頭任用の資格を有する者となる。

その後の教頭任用に当たっては、当該者の意思及び適性等を面接などにより確認したうえで任用の判断を行うこととなる。

(2) 教頭・主幹教諭への任用に当たっては、出願した校種と異なる校種に任用される場合がある。

9 その他

上記1から8までに規定するもののほか、教頭任用の選考の取扱いについては、次のとおりとする。(高知県内の公立学校の教頭の在職歴があり、選考の必要なく任用の対象となる場合を除く。)

ア 高知県教育委員会の事務局又は教育機関に勤務する職員のうち、高知県教育長が教頭に相当する職と認める職に平成23年3月末で通算して2年以上在職する者については、教頭任用の候補者とする。

イ 高知県内の公立学校の主幹教諭等として2年間以上の勤務実績により教頭任用資格を有する者について教頭任用を行うに当たっては、別途所属長あて通知する。